

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進に関する取組について

採用昇任等基本方針

(平成26年6月24日閣議決定／平成27年12月25日一部変更)

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律と第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性の採用・登用を拡大
- 柔軟な働き方の推進や両立支援制度を利用しやすい環境の整備により、職員の仕事と生活の調和を推進

取組指針

(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会(全府省事務次官級)決定／平成28年1月28日一部改正)

- 女性職員活躍とワークライフバランス推進に関し、以下の3つの改革を柱とする政府全体の取組指針を策定
- ✓ 働き方改革
 - ✓ 育児・介護等と両立して活躍できるための改革
 - ✓ 女性の活躍推進のための改革

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)

- 内閣府令に定める項目の状況把握・課題分析、各事業主が適切と認める事項の公表
- 特定事業主行動計画(国・地方)の策定 等

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に定める成果目標

採用	採用試験からの採用者に占める女性割合	30%以上 (毎年度)
	総合職試験からの採用者に占める女性割合	30%以上 (毎年度)
登用	係長相当職(本省)に占める女性割合	30% (平成32年度末)
	地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性割合	12% (平成32年度末)
	本省課室長相当職に占める女性割合	7% (平成32年度末)
	指定職相当に占める女性割合	5% (平成32年度末)

取組計画(特定事業主行動計画と一体的に策定)

女性職員の活躍と職員のワークライフバランスの推進に関する状況把握、課題分析を行った上で、以下の内容を盛り込んだ取組計画を各府省において策定

- ✓ 女性職員の採用・登用に関する目標数値
 - ✓ 男性職員の育児休業取得率等に関する目標数値
 - ✓ 平成32年度末までの取組内容
- ※ 平成26年度中に策定した取組計画を一部改正

各府省及び内閣人事局によるフォローアップ